【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月19日
【会社名】	株式会社プロジェクトホールディングス
【英訳名】	ProjectHoldings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO　土井 悠之介
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布台一丁目３番１号
【電話番号】	03-6459-1025
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　松村 諒
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布台一丁目３番１号
【電話番号】	03-6459-1025
【事務連絡者氏名】	取締役CFO　松村 諒
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

1【提出理由】

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第１項に規定する特別支配株主であるTX1株式会社（以下「TX1」といいます。）から、同法第179条の３第１項の規定による株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）及び新株予約権売渡請求（以下「本新株予約権売渡請求」といい、本株式売渡請求と併せて「本株式等売渡請求」といいます。）の通知を受け、2026年11月19日付の当社取締役会決議において、本株式等売渡請求を承認することを決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第４号の２に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

１．本株式等売渡請求の通知に関する事項

（１）当該通知がされた年月日

2026年11月19日

（２）当該特別支配株主の商号、本店の所在地及び代表者の氏名

商号	TX1株式会社
本店の所在地	東京都港区六本木六丁目10番１号
代表者の氏名	代表取締役　嶋岡　学

（３）当該通知の内容

当社は、TX1から、2026年11月19日付で、会社法第179条第１項に定める当社の特別支配株主として、会社法第179条第１項及び第２項に基づき、当社の株主の全員（ただし、TX1及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といい、本売渡株主が所有する当社株式を「本売渡株式」といいます。）の全部をTX1に売り渡すことを請求するとともに、併せて、本売渡新株予約権者（注）の全員（ただし、TX1を除きます。以下、本売渡株主と併せて「本売渡株主等」といいます。）に対し、その所有する本売渡新株予約権（注）（以下、本売渡株式と併せて「本売渡株式等」といいます。）の全部をTX1に売り渡すことを請求する旨の通知を受けました。当該通知の内容は以下のとおりです。

（注）下記ア乃至キの新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を以下「本新株予約権者」といいます。また、本日現在において残存する本新株予約権は、下記エの第４回新株予約権、オの第５回新株予約権、カの第６回新株予約権、及びキの第７回新株予約権であり、本新株予約権売渡請求の対象となる下記エ乃至キの新株予約権を総称して、「本売渡新株予約権」といい、本売渡新株予約権の所有者を「本売渡新株予約権者」といいます。

ア　2018年11月22日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された第１回新株予約権（行使期間は2020年11月22日から2028年11月21日まで）

イ　2019年12月17日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された第２回新株予約権（行使期間は2021年12月17日から2029年12月16日まで）

ウ　2020年11月13日開催の当社株主総会の決議に基づき発行された第３回新株予約権（行使期間は2022年11月13日から2030年11月12日まで）

エ　2022年４月18日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第４回新株予約権（行使期間は2023年３月１日から2030年２月28日まで）

オ　2025年２月27日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第５回新株予約権（行使期間は2028年４月１日から2035年３月19日まで）

カ　2026年２月13日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第６回新株予約権（行使期間は2029年４月１日から2036年３月17日まで）

キ　2026年７月１日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第７回新株予約権（行使期間は2029年４月１日から2036年３月17日まで）

①　特別支配株主完全子法人に対して本株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の２第１項第１号）

該当事項はありません。

②　本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の２第１項第２号及び第３号）

TX1は、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式１株につき2,200円の金銭を割当交付いたします。

③　本新株予約権売渡請求に関する事項（会社法第179条の２第１項第４号）

ア　特別支配株主完全子法人に対して本新株予約権売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称（会社法第179条の２第１項第４号イ）
該当事項はありません。

イ　本新株予約権売渡請求により本売渡新株予約権者に対して本売渡新株予約権の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項（会社法第179条の２第１項第４号ロ及びハ）
TX1は、本売渡新株予約権者に対し、本売渡新株予約権の対価（以下「本新株予約権売渡対価」といい、本株式売渡対価と併せて、以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡新株予約権１個につき１円の金銭を割当交付いたします。

④　特別支配株主が本売渡株式等を取得する日（以下「取得日」といいます。）（会社法第179条の２第１項第５号）
2026年12月15日

⑤　本売渡対価の支払のための資金を確保する方法（会社法第179条の２第１項第６号、会社法施行規則第33条の５第１項第１号）
TX1は、本売渡対価の全てを、TX1の現預金により支払うことを予定しております。TX1は、TX1の2026年11月18日時点の預金残高について、当社に同日付の預金残高照会一覧を提出しております。

⑥　その他の本株式等売渡請求に係る取引条件（会社法第179条の２第１項第６号、会社法施行規則第33条の５第１項第２号）
本売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿及び新株予約権原簿に記載又は記録された本売渡株主等の住所又は本売渡株主等が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。
ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（ただし、本売渡対価の交付についてTX1が指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主等に対して本売渡対価を支払うものとします。

２．本株式等売渡請求を承認する旨の決定に関する事項
（１）当該通知がされた年月日
2026年11月19日

（２）当該決定がされた年月日
2026年11月19日

（３）当該決定の内容
TX1からの通知のとおり、同社による本株式等売渡請求を承認いたします。

（４）当該決定の理由及び当該決定に至った過程
TX1は、2026年９月29日から当社株式及び本新株予約権（以下、当社株式と本新株予約権を総称して「当社株券等」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といい、本公開買付けにおける当社株式１株当たりの買付け等の価格を「本公開買付価格」といいます。）を行い、その結果、2026年11月18日（本公開買付けの決済の開始日）付で、当社株式5,179,837株（議決権所有割合（注１）：90.98%）を所有するに至り、当社の会社法に定める特別支配株主となっております。
本株式等売渡請求は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場している当社株式の全て（ただし、当社又はその子会社の従業員に付与された当社の譲渡制限付株式（25,783株）のうち本日において譲渡制限が解除されていないもの（17,799株）及び本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、TX1が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式（ただし、ＢＢＴ所有株式（注２）を除きます。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社の株主をTX1のみとし、当社を完全子会社化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行われるものであり、本新株予約権売渡対価は、本新株予約権買付価格（注３）とそれぞれ同一の価格に設定されております。
（注１）「議決権所有割合」とは、当社が2026年９月10日に提出した自己株券買付状況報告書に記載された2026年８月31日現在の当社の発行済株式総数（5,487,450株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（41,341株（ただし、ＢＢＴ所有株式（注２）（137,043株）は法令上、議決権が存在することから自己株式数より控除しております。））を控除した株式数（5,446,109株）に、同日現在に残存する本新株予約権（4,297個）の目的となる当社株式の数（247,450株）を加算した株式数（5,693,559株、以下「本基

準株式数」といいます。）に係る議決権数（56,935個）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、議決権所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注２）「ＢＢＴ所有株式」とは、当社の「株式給付信託（ＢＢＴ）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託Ｅ口）が所有する当社株式をいいます。

（注３）本公開買付けにおける本新株予約権１個当たりの買付け等の価格を個別に又は総称して、以下「本新株予約権買付価格」といいます。

当社は、2026年９月29日付意見表明報告書（以下「本意見表明報告書」といいます。）の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「⑤　当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、以下の過程及び理由により、当社は、2026年９月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、及びTX1が本新株予約権を取得したとしても行使条件を充足せず行使できないこと等に鑑み、本新株予約権買付価格がそれぞれ１円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

（ｉ）検討体制の構築の経緯

近時の当社及び当社連結子会社（株式会社プロジェクトカンパニー、株式会社アルトワイズ、株式会社Ｄｒ．健康経営）の計４社を取り巻く事業環境は、生成ＡＩ技術の進展とともに、ＡＩを業務へ実装し、実際の成果につなげる「ＡＩ実装」に対する顧客企業のニーズが急速に高まるなど、大きな変化が進展しているものと認識しております。かかる変化の中、当社は、当社における主な経営課題が、営業基盤の拡大、人材基盤の強化及びＡＩケイパビリティの向上にあるとの認識の下、2026年１月頃から、中長期的な企業価値向上を目的として、デジタルトランスフォーメーション事業を基盤にＤＸ／ＡＩコンサルティングサービスからＡＩプロダクト開発への展開を進めるとともに、従来からの大企業支援に加えて中堅企業向けのサービス提供まで顧客基盤を拡大する成長戦略の検討を進めており、その実現に向けてアライアンスやM&Aを含む様々な選択肢について継続的に検討しておりました。

かかる中、当社は、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、金融機関からの紹介を通じて、2026年６月18日に、テクノプロ・ホールディングス株式会社（以下「テクノプロ・ホールディングス」といいます。）との間で秘密保持契約書を締結した上で、代表取締役ＣＥＯである土井悠之介氏（以下「土井氏」といいます。）とテクノプロ・ホールディングスとの間で協議が行われました。当該協議において、テクノプロ・ホールディングスの志向する戦略的方向性と当社との親和性、両社が連携することにより当社の目指す企業価値向上の実現が加速する可能性等について意見交換がなされました。その後、2026年７月２日に、当社の取締役ＣＦＯである松村諒氏との面談を通じて、テクノプロ・ホールディングスにおいて当社の業績実績や事業計画等の定量面に関する理解も高めたとのことです。そして、当社は、テクノプロ・ホールディングスからの提案が当社の企業価値向上及び株主利益の観点から真摯な検討に値するものであるかを見極めるため、2026年７月２日、面談にてテクノプロ・ホールディングスに対して、現段階で想定される本新株予約権の取扱い等を含む具体的な提案の提示を求めたところ、2026年７月16日、テクノプロ・ホールディングスから、本取引を通じて当社を完全子会社化することを提案する法的拘束力を有しない意向表明書（以下「第一次意向表明書」といいます。）を受領し、併せて本取引の実現可能性及び条件等を検討するためのデュー・ディリジェンス（以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。）の申入れを受けました。また、当社は、第一次意向表明書において、経営資源を最大限投入して本取引の検討を速やかに進めるため、本デュー・ディリジェンス開始後、３ヶ月の間、本取引に関する独占交渉権を付与することの要請を受けました。

その後、第一次意向表明書の内容について検討するにあたり、本公開買付けを含む本取引に係る当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、2026年７月21日開催の当社取締役会の決議により、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本応募合意株主（注４）からそれぞれ独立したリーガル・アドバイザーとしてＴ＆Ｋ法律事務所を、ファイナンシャル・アドバイザーとして株式会社ＳＢＩ証券（以下「ＳＢＩ証券」といいます。）及び第三者算定機関としてトラスティーズ・アドバイザリー株式会社（以下「トラスティーズ」といいます。）を、それぞれ選任いたしました。

また、TX1は、2026年９月28日時点で、当社株券等を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付け及びその他の関係会社等による公開買付けには該当いたしません。また、当社の経営陣の全部又は一部がTX1に直接又は間接に出資することは予定されておらず、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）（注５）にも該当いたしません。もっとも、本取引においては、本公開買付けの成立後に、金銭を対価として当社をTX1の完全子会社とするための手続が実施されることが想定されるため、取引条件の適切さが当社の株主の利益にとって重要になると考えられたこと、TX1と本応募合意株主との間で、本応募契約（注４）の締結が想定されていたことを踏まえ、当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するために、テクノプロ・ホールディングス、TX1、当社及び本

応募合意株主から独立した柳沢和正氏（当社独立社外取締役、合同会社ロゴス・パートナーズ代表社員、株式会社プロレド・パートナーズ社外取締役（監査等委員））、桃崎有治氏（当社独立社外取締役、桃崎有治公認会計士事務所代表、公認会計士）、川添丈氏（当社独立社外取締役（監査等委員）、表参道総合法律事務所代表弁護士）の３名によって構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置する旨を2026年７月21日開催の当社取締役会において決議いたしました（本特別委員会の設置等の経緯、検討の経緯及び判断内容等については、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。）。当社はテクノプロ・ホールディングスに対し、本特別委員会を設置し、本取引に係る協議及び交渉に応じる意向について、2026年７月21日にメールにて回答いたしました。

（注４）本公開買付けを実施するにあたり、TX1は、2026年９月28日付で、（ⅰ）当社の主要株主かつ筆頭株主（2026年６月30日現在。以下、株主順位の記載において同じです。）であるＳＢＩホールディングス株式会社（以下「ＳＢＩホールディングス」といいます。）（所有株式数：1,631,300株、所有割合（注６）：28.65%）、（ⅱ）当社の代表取締役ＣＥＯであり主要株主かつ第２位株主である土井氏（所有株式数：883,000株、所有割合：15.51%）、及び（ⅲ）当社の主要株主かつ第３位株主であるＤＹ投資事業有限責任組合１号（以下「ＤＹファンド１号」といい、ＳＢＩホールディングス、土井氏及びＤＹファンド１号を総称して、以下「本応募合意株主」といいます。）（所有株式数：860,000株、所有割合：15.10%）との間で、それぞれ公開買付応募契約書（以下、総称して「本応募契約」といいます。）を締結しており、本応募合意株主が所有する当社株式の全て（所有株式数の合計：3,374,300株、所有割合の合計：59.27%）について、本公開買付けに応募する旨を合意しているとのことです。なお、土井氏は、その所有する当社株式883,000株（所有割合：15.51%）のうち530,000株（所有割合：9.31%）を株式会社みずほ銀行に担保として提供していたとのことですが、土井氏は、当該担保権を2026年９月29日付で解除したとのことです。本応募契約の概要については、本意見表明報告書の「４.当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（６）公開買付けに係る重要な合意」の「① 本応募契約（ＳＢＩホールディングス）」、「② 本応募契約（土井氏）」及び「③ 本応募契約（ＤＹファンド１号）」をご参照ください。

（注５）「マネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け（公開買付者が公開買付対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって当社の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。）のことをいいます。

（注６）「所有割合」とは、本基準株式数に対する所有株式数の割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。

（ⅱ）検討・交渉の経緯

当社は、上記体制の下、本取引の意義及び目的を含む本公開買付けの概要、当社を取り巻く事業環境及び当社の事業の状況、本取引が当社に与える影響、本取引後の経営方針の内容や足元の株価動向、トラスティーズからの当社株式の価値算定結果に関する報告及びＳＢＩ証券からの交渉方針に関する助言その他の財務的見地からの助言並びにＴ＆Ｋ法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についての助言その他の法的助言等を踏まえ、本取引の是非及び取引条件の妥当性について慎重に協議及び検討を行ってまいりました。

また、当社は、本特別委員会も交えて定期的に協議を行い、本特別委員会により事前に確認された対応方針や交渉上重要な局面における意見、指示、要請等に基づき、本特別委員会の意見の内容を最大限尊重しながら、対応を行っております。

具体的には、当社は、テクノプロ・ホールディングスから第一次意向表明書を受領後、本取引の内容を具体的に検討するため、本特別委員会における検討・協議を開始し、まず、2026年７月21日開催の本特別委員会において、ＳＢＩ証券より第一次意向表明書の記載内容に関する説明、また、Ｔ＆Ｋ法律事務所より本公開買付価格の公正性を担保するための措置に関する説明等が実施されました。また、2026年７月24日開催の本特別委員会において、テクノプロ・ホールディングスへの独占交渉権付与について、検討・協議し、他社からより有利な買収提案を受けた場合に当社として当該提案を検討することを可能とするための手当てを行うことを前提に、本特別委員会において、2026年９月末日までの期限にて独占交渉権の付与を認める方針が確認されました。

さらに、2026年８月３日開催の本特別委員会において、テクノプロ・ホールディングスより受領した独占交渉権付与に関する覚書案、テクノプロ・ホールディングスに対する質問事項等を検討、協議いたしました。その後、本特別委員会は、2026年８月３日にテクノプロ・ホールディングスに対して、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針等に関する質問状を提出し、2026年８月10日にテクノプロ・ホールディングスから回答書を受領いたしました。回答書においては、本取引による事業シナジー及び中長期的な企業価値向上の考え方並びに本取引後の経営方針等について説明がなされました。また、2026年８月14日開催の本特別委員会において、テクノプロ・ホールディングスとの面談を実施し、上記回答書の補足説明を受けるとともに、本取引の意義・目的及び本取引後の経営方針に関する質疑応答を行いました。加えて、当社は、2026年７月下旬から2026年８月中旬までの間、テクノプロ・ホールディングス及びテクノプロ・ホールディングスが選任したリーガル・アドバイザーであ

るアンダーソン・毛利・友常法律事務所、財務・税務アドバイザーである株式会社ＫＰＭＧ　ＦＡＳ、ＫＰＭＧ税理士法人、ビジネス・アドバイザーであるグロービング株式会社、コンプライアンス・アドバイザーであるＫｉｒｋｌａｎｄ　＆　Ｅｌｌｉｓ　ＬＬＰによる当社に対する本デュー・ディリジェンスを受け入れ、当社の事業、財務及び将来計画に関する多面的な分析に必要な情報の提供及び説明を行いました。また、当社は、本特別委員会との協議も踏まえ、2026年８月25日付で、テクノプロ・ホールディングスとの間で独占交渉権付与に関する覚書を締結し、テクノプロ・ホールディングスに対して2026年９月末日まで（ただし、本公開買付けが公表された場合にはその日まで）の期限にて独占交渉権を付与することといたしました。

その後、当社及び本特別委員会は、2026年８月26日から2026年９月25日までの間、テクノプロ・ホールディングス及びTX1との間で本公開買付価格に関する協議・検討を重ねました。

具体的には、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026年８月26日に、法的拘束力を有する本取引に関する第二次意向表明書の提出を受け、TX1による当社株券等に対する公開買付け及びスクイーズアウト手続を通じた当社の完全子会社化に係る取引の実施並びに本公開買付価格を2,050円（提案日の前営業日である同月25日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,078円に対して90.17%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする旨の提案を受けました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、テクノプロ・ホールディングスに対して、2026年９月１日に、2026年12月期から2029年12月期までの事業計画（以下「本事業計画」といいます。）は、当社のコンサルティング事業における人月単価推移等によりその合理性及び達成可能性が裏付けられており、第三者算定機関による算定結果を踏まえると、当社株式に係る提案価格は、当社の本源的価値を十分に反映した水準ではないこと等から、提案価格の引上げを要請しました。

その後、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026年９月７日に、本公開買付価格を2,150円（提案日の前営業日である同月４日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,127円に対して90.77%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする旨の提案を受けました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、テクノプロ・ホールディングスに対して、2026年９月８日に、中期経営計画の遂行に必要となる人員体制の構築等から本事業計画の達成の蓋然性はさらに裏付けられており、第三者算定機関による算定結果を踏まえると、当社株式に係る提案価格は、当社の本源的価値を十分に反映した水準ではないこと、本取引に伴う株主優待の廃止により少数株主が失うこととなる経済的利益、及び本取引によるシナジー価値を適切に反映する必要があることから、提案価格の引上げを要請しました。

その後、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026年９月15日に、本公開買付価格を2,200円（提案日の前営業日である同月14日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,100円に対して100.00%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする旨の最終提案を受けました。これを受けて、当社及び本特別委員会は、テクノプロ・ホールディングスに対して、2026年９月17日に、第三者算定機関による算定結果等に基づき、提案価格の引上げを再度要請しました。

その後、当社は、テクノプロ・ホールディングスより、2026年９月24日に、同月15日の最終提案において提示した本公開買付価格を2,200円（提案日の前営業日である同月18日の東京証券取引所グロース市場における当社株式の終値1,120円に対して96.43%のプレミアムを加えた価格）、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とする提案価格は、テクノプロ・ホールディングスから提示し得る最大限度の条件であり、既に当社の本源的価値を十分に反映させた水準である旨等の回答を受けました。

これを受けて、当社及び本特別委員会は、当該価格は、第三者算定機関による算定結果を踏まえると、市場株価法及び類似公開会社比準法による算定結果の上限を上回り、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）による算定結果のレンジの中央値近傍の価格であること、及び近年の類似事例におけるプレミアム水準等の中央値を上回る水準となっていることから、本取引は当社の株主の皆様に対して一定の合理的なプレミアムによる売却機会を与えるものであると判断し、2026年９月25日、テクノプロ・ホールディングスに対して、最終的な意思決定は同月28日に開催される当社取締役会での決議によることを前提として、本公開買付価格を2,200円、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円とすることに内諾する旨の回答を行いました。

以上の協議及び交渉を経て、当社は、2026年９月28日、本公開買付価格を2,200円、本新株予約権買付価格をそれぞれ１円として、本取引の一環として本公開買付けを実施することを受諾しました。

（iii）判断内容

上記経緯の下、当社は、2026年９月28日開催の取締役会において、Ｔ＆Ｋ法律事務所から受けた法的助言、ＳＢＩ証券から受けた財務的見地からの助言及び2026年９月25日付でトラスティーズから提出を受けた当社株式に係る株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえつつ、本特別委員会から2026年９月25日付で提出された答申書（以下「本答申書」といいます。）において示された本特別委員会の判断内容を最大限尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか否か、本公開買付価格及び本新株予約権買付価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、以下のとおり、当社は、TX1による本公開買付けを含む本取引を通じた当社の完全子会社化が当社の企業価値の向上に資するものであり、本取引は公正な手続を通じて行われることにより少数株主の享受すべき利益が確保されるものになっているとの結論に至りました。

具体的には、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（２）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のとおり、当社を取り巻く事業環境は、ＡＩ技術の急速な進展、人材獲得競争の激化等により大きな転換点を迎えているところ、今後の中長期的な成長のためには、デジタルトランスフォーメーション事業を基盤として、既存の大企業顧客に加えて中堅企業も含めた顧客基盤の拡充を図ること、ＡＩプロダクトも活用した新たな事業モデルを構築することが必要であると認識しております。当社は、本取引を通じてTX1の完全子会社となることで、テクノプロ・ホールディングス及びテクノプロ・ホールディングスの連結子会社30社で構成される企業グループ（2026年６月30日現在。以下「テクノプログループ」といいます。）の経営資源を活用することが可能となり、デジタルトランスフォーメーション事業の更なる成長に向けて重要となる営業基盤、人材基盤及びＡＩケイパビリティの各要素について、短期間で強化することができると見込まれます。さらに、上場維持には、開示対応、株主総会運営、ＩＲ活動、内部統制及び各種上場維持コスト等、一定の固定的なコスト及び経営資源が必要となるところ、当社株式の非公開化を通じて、これらのコスト及び人的リソースを一定程度削減・最適化できる可能性があり、その経営資源をＡＩプロダクト開発、人材採用、及び新規事業への成長投資へ振り向けることが可能になると考えられます。

なお、一般に、株式の非公開化を行った場合、今後の資金調達手段が制約されるというデメリットが考えられるところ、本取引後は、テクノプログループの経営資源・財務基盤の活用や、金融機関等との連携を通じた資金調達手段の活用により、当社が株式市場から直接資金調達を行う必要性は相対的に低下すると考えられること、また、上場会社として享受してきた信用力・ブランド力の喪失や取引先の減少といったデメリットも想定され得るところ、テクノプログループの事業基盤に加え、当社がこれまでに培ってきた会社としての実績、提供価値及びコンサルタント・エンジニア個人の専門性等に鑑みれば、非公開化やTX1の完全子会社となることにより、当社の事業に重大な悪影響が生じる可能性は限定的であると考えられます。また、加えて、2026年９月28日付で、当社、TX1及びＳＢＩホールディングスとの間で、本取引実行後の当社の子会社である株式会社プロジェクトカンパニーとＳＢＩホールディングスとの間の業務提携の内容及び既存の事業上の取引の継続について定めた業務提携契約を締結しており、その他株主等との既存取引や事業への影響も特段生じないものと考えております。

また、当社は、以下の点等を踏まえ、本公開買付価格は妥当性を有しており、当社の株主の皆様に対して、合理的なプレミアムを付した価格により当社株式の売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

（ア） 本公開買付価格は、当社において、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、テクノプロ・ホールディングス及びTX1との間で真摯な交渉を重ねた結果合意された価格であること。

（イ） 本公開買付価格は、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「① 当社における独立したファイナンシャル・アドバイザーからの助言及び独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の本株式価値算定書における、トラスティーズによる当社株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似公開会社比準法による算定結果の上限を上回り、ＤＣＦ法による算定結果のレンジの中央値近傍の価格であること。

（ウ） 本公開買付価格は、本公開買付けの実施についての公表日の前営業日である2026年９月25日の当社株式の東京証券取引所グロース市場における終値1,110円に対して98.20%、同日までの直近１ヶ月間の終値の単純平均値1,109円に対して98.38%、同日までの直近３ヶ月間の終値の単純平均値1,069円に対して105.80%、同日までの直近６ヶ月間の終値の単純平均値1,049円に対して109.72%のプレミアムが加算されたものであること。この点、本公開買付価格は、経済産業省が「公正なM&Aの在り方に関する指針」を公表した2019年６月28日以降、2026年８月31日までの間に公表されかつ成立したＴＯＢ事例のうち、公開買付者が対象者の非公開化を目的とした事例（ＭＢＯ、連結子会社又は関連会社の完全子会社化、TOKYO PRO Market上場及び投資法人である事例、買付者がＴＯＢ実施前時点で対象者株式を保有している事例、自己株ＴＯＢ、ディスカウントＴＯＢ、二段階ＴＯＢ、同意なき買収、公開買付け公表前にリーク報道又は憶測報道がなされた事例を除く。）120件におけるプレミアム水準（公表日の前営業日の終値、公表前１ヶ月間、公表前３ヶ月間、公表前６ヶ月間の終値の単純平均値それぞれからのプレミアムの中央値（それぞれ43.13%、42.74%、43.10%、44.64%））と比較してこれを上回るプレミアム水準であると認められること。

（エ） 本公開買付価格は、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」の「（iii）判断内容」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること。

（オ） 本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の各措置を講じる等、当社の少数株主の利益に対して配慮がなされていること。

以上より、当社は、2026年９月28日開催の当社取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨すること、及びTX1が本新株予約権を取得したとしても行使条件を充足せず行使できないこと等に鑑み、本新株予約権買付価格がそれぞれ１円とされていることから、本新株予約権者の皆様に対しては、本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権者の皆様のご判断に委ねることを決議いたしました。

当該取締役会における決議の方法については、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 当社における利害関係を有しない取締役全員（監査等委員を含みます。）の承認」をご参照ください。

その後、当社は、2026年11月12日、TX1より、本公開買付けの結果について、応募された当社株券等の総数が5,179,837株（本新株予約権についてはその目的となる株式数に換算しています。）となり、買付予定数の下限（3,554,400株）以上となったことから、本公開買付けが成立し、その全てを取得することとなった旨の報告を受けました。この結果、2026年11月18日（本公開買付けの決済の開始日）付で、TX1の所有する当社株式の議決権所有割合は90.98%となり、TX1は、当社の特別支配株主に該当することとなりました。

このような経緯を経て、当社は、TX1より、本日付で、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（４）公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本取引の一環として、本株式等売渡請求をする旨の通知を受けました。そして、当社は、かかる通知を受け、本株式等売渡請求を承認するか否かについて、慎重に協議及び検討を行いました。

その結果、当社は、本日付の取締役会決議において、（ⅰ）本株式等売渡請求は本取引の一環として行われるものであるところ、当社は、上記のとおり、本取引が当社の企業価値の向上に資すると判断しており、当該判断を変更すべき特段の事情が見受けられないこと、（ⅱ）本株式売渡対価は本公開買付価格と、本新株予約権売渡対価は本新株予約権買付価格と、それぞれ同一の価格に設定されていること及び本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本取引の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本意見表明報告書の「４．当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等」の「（３）公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本答申書においても、本取引の条件は公正性・妥当性が認められ、その手続にも公正性が認められると判断されていること等に鑑みれば、本売渡対価は、本売渡株主等にとって合理的な価格であり、本売渡株主等の利益を害することのないよう十分留意されていると考えられること、（ⅲ）TX1は、現預金により本売渡対価の全ての支払を行う予定であるところ、当社としても、当該現預金の裏付として、当社がTX1から受領した2026年11月18日付のTX1の預金残高照会一覧を確認していること、また、TX1によれば、本売渡対価の支払に支障を及ぼす事象は生じておらず、今後発生する具体的な可能性もTX1は認識していないこと等から、TX1による本売渡対価の支払のための資金の準備状況・確保手段は相当であり、本売渡対価の交付の見込みがあると考えられること、（ⅳ）本売渡対価の交付までの期間及び支払方法について不合理な点は認められないことから、本株式等売渡請求に係る取引条件は相当であると考えられること、（ⅴ）本公開買付けの開始以降本日に至るまで当社の企業価値に重大な変更は生じていないこと等を踏まえ、本株式等売渡請求は、本売渡株主等の利益に配慮したものであり、その条件等は適正であると判断し、TX1からの通知のとおり、本株式等売渡請求を承認する旨を決議いたしました。

以　上